

■議案第69号 天の川橋下部工耐震補強工事 請負契約の一部を変更する契約
の締結について

【要旨】

平成27年9月9日に議会の議決を受けた「天の川橋下部工耐震補強工事」に係る工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	天の川橋下部工耐震補強工事（土木工事）
工 事 場 所	四万十町 天の川 地内
契 約 の 金 額	102,384,000円（内消費税7,584,000円）
変更契約金額	72,529,560円（内消費税5,372,560円）
増 減 額	29,854,440円（内消費税2,211,440円）
契約の相手方	株式会社 生田組 代表取締役 生田 政嗣
主 たる 変 更 内 容	橋脚1基について寸法高相違により、次年度施工への変更による減

【変更理由】

変更項目	変更理由	変更金額 (千円)
橋脚	当初実施設計時は橋脚P1、P2、P3の3脚について耐震補強を行うことになっておりましたが、床掘を行った結果、P3の橋脚が当初計画よりH＝1.0m増の変更が生じ、このことによりP3についての修正設計・動的解析等の委託業務に不足の日数が生じたため、年度内完成が困難となりP3の耐震補強工事については次年度施工になった。 P3耐震補強 削除	29,854

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）
（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。